

広島県水道広域連合企業団管理規程第 17 号

広島県水道広域連合企業団事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 26 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団事務委任規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団事務委任規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)</u> 第13条第 2 項の規定に基づく企業長の権限に属する事務の委任に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(各所長への共通委任)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1)―(20) (略)</p> <p>(21) 収入の通知(納入通知名は企業長とする。)並びに令達予算の範囲内における支出の原因となる契約その他の行為(予定価格が7,000万円以上の物品の購入に関する事務及び本部において締結する契約に関する事務を除く。)及び支出命令</p> <p>(22)・(23) (略)</p> <p>(24) 物品の取得(予定価格が7,000万円以上の物品の購入を除く。)及び予定価格が7,000万円未満の物品の処分並びに物品及び占有動産の管理</p> <p>(25)・(26) (略)</p> <p>(27) 令達予算の範囲内における工事の執行に伴う土地及び物件の取得(土地の取得費が1億円以上となる事業に係る土地の取得については、標準地の単位価格について企業長の承認を受けたものに限る。)</p> <p>(28) <u>次に掲げる令達予算の範囲内における工事の執行に伴う損失補償</u> <u>ア 漁業補償であらかじめ企業長の承認を受けたもの</u> <u>イ 漁業補償に係る損失補償以外の損失補償で、一件の補償費が1億円未満のもの又は1億円以上で、あらかじめ企業長の承認を受けたもの若しくは建物移転料算定基準により算定する木造建物に係るもの</u></p> <p>(29)―(32) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号) 第180条の 2</u>の規定に基づく企業長の権限に属する事務の委任に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(各所長への共通委任)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1)―(20) (略)</p> <p>(21) 収入の通知(納入通知名は企業長とする。)並びに令達予算の範囲内における支出の原因となる契約その他の行為(予定価格が7,000万円以上の物品の購入に関する事務を除く。)及び支出命令</p> <p>(22)・(23) (略)</p> <p>(24) 物品の取得(予定価格が7,000万円以上の物品の購入を除く。)及び予定価格が7,000万円未満の物品の処分並びに物品及び占有動産の管理<u>及び出納通知</u></p> <p>(25)・(26) (略)</p> <p>(27) 令達予算の範囲内における工事の執行に伴う土地及び物件の取得</p> <p>(28) 令達予算の範囲内における工事の執行に伴う損失補償</p> <p>(29)―(32) (略)</p>

2 (略)

2 (略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。